

全ト協発第242号（環・適）

令和7年8月27日

各都道府県トラック協会  
会 長 殿

公益社団法人全日本トラック協会  
会 長 寺岡 洋一  
(公印省略)

**事業者間遠隔点呼を実施する自動車運送事業者における  
輸送の安全に関する業務の管理の受委託について**

平素は、当協会の業務運営にご協力賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、国土交通省物流・自動車局長より「事業者間遠隔点呼を実施する自動車運送事業者における輸送の安全に関する業務の管理の受委託について」別添のとおり通知がありました。

遠隔点呼については、これまで同一事業者の営業所間や車庫間、完全子会社等の営業所間が対象となっておりましたが、「輸送の安全に関する業務の管理の受委託」に関する契約を締結することにより、他社間での遠隔点呼の実施が可能となりました。

なお、本通達により「完全子会社による遠隔点呼」についても管理の受委託の許可申請が必要となりました。このため、従来の「同一事業者内における遠隔点呼」の届出に際し提出を要していた「完全子会社を示す書類」について、提出する理由がなくなっております。

つきましては、業務ご多忙のところ大変恐縮ですが、貴協会傘下会員事業者へ周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

○運行管理高度化ワーキング（国土交通省 HP）

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000082.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html)

以上

【本件問い合わせ先】

公益社団法人全日本トラック協会 交通・環境部 TEL03-3354-1045

国自貨第245号の2  
国自安第54号の2  
国自旅第71号の2  
令和7年8月7日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

物流・自動車局長  
(公印省略)

事業者間遠隔点呼を実施する自動車運送事業者における  
輸送の安全に関する業務の管理の受委託について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達しましたので、了知いただくとともに、貴会傘下会員（地方実施機関）に対し周知方お願いいたします。

国自貨第245号の2  
国自安第54号の2  
国自旅第71号の2  
令和7年8月7日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

物流・自動車局長  
(公印省略)

事業者間遠隔点呼を実施する自動車運送事業者における  
輸送の安全に関する業務の管理の受委託について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達しましたので、了知いただくとともに、貴会傘下会員（地方実施機関）に対し周知方お願いいたします。

国自貨第245号  
国自安第54号  
国自旅第71号  
令和7年8月7日

各地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長  
(公印省略)

事業者間遠隔点呼を実施する自動車運送事業者における  
輸送の安全に関する業務の管理の受委託について

みだしのことについては、別紙の許可基準等により、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）第35条及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「トラック法」という。）第29条による許可事務を行うこととするので、遺漏のないように取り計らわれない。